

2. 関係地域の範囲

2. 関係地域の範囲

関係地域の範囲の考え方は表 2-1、関係地域の範囲は表 2-2 及び図 2-1 に示すとおりである。

関係地域とは、対象事業を実施しようとする区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域をいう。

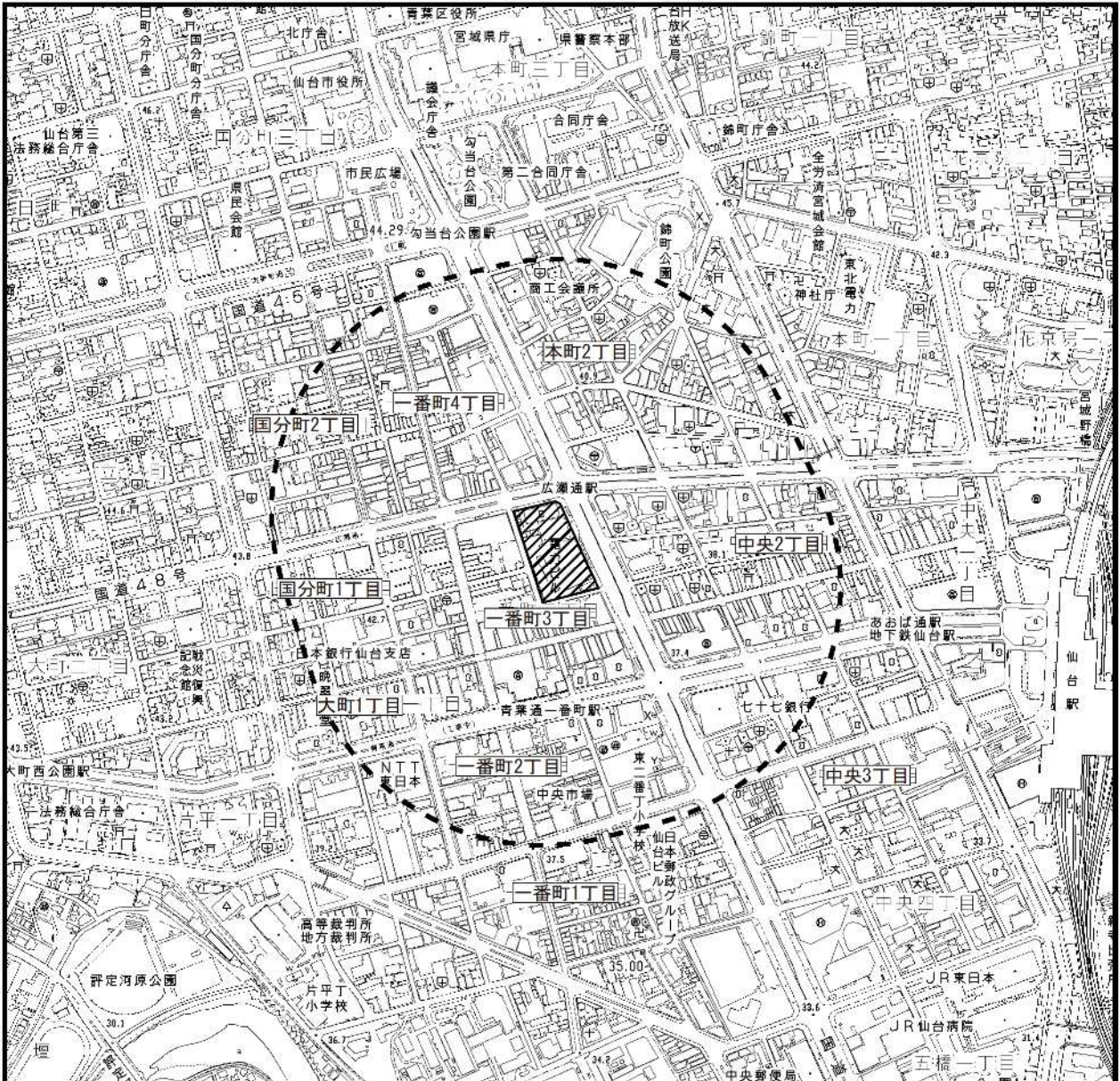
本事業の関係地域の範囲は、環境配慮事項のうち広い範囲に影響が及ぶと想定される、計画地から 360m の範囲（対象建築物の高さの 2 倍相当）に設定した。

表 2-1 関係地域の考え方

グリーンビルディング環境配慮事項	関係地域の範囲	関係地域の範囲の考え方		
		参考資料	参考資料での記載内容等	
地球温暖化対策	計画地内	仙台市環境影響評価技術指針マニュアル (p. 261～p. 262) 「23 温室効果ガス等」	予測地域は事業予定地 とする	
緑化の推進	計画地内	杜の都の環境をつくる条例	建築物の敷地内 について、緑化を行わなければならない	
景観への配慮	事業予定地が近景となる範囲(建築物等の細部や色彩がよくわかる範囲)	仙台市環境影響評価技術指針マニュアル (p. 237) 「19 景観」	事業予定地が近景(建築物等の細部や色彩がよくわかる)又は中景(建築物等の全体や大きさがよくわかる)となる範囲とする ⇒計画地周辺は建物が集積し、建築物の全体や大きさがよくわかる(事業予定地が中景となり環境影響を受けるような)視点場はほぼないと考えられるため、近景の範囲(300～400m)を選定する	
資源循環の推進	計画地内	仙台市環境影響評価技術指針マニュアル (p. 256) 「22 廃棄物等」	予測地域は事業予定地とする	
水環境の保全	計画地内	グリーンビルディングの整備を促進するための方針	敷地内緑化や雨水浸透施設の設置など適切な流出対策を検討すること ⇒敷地内とする	
風害、電波障害対策、日照障害	風害	敷地境界から 360m の範囲	実務者のための建築物風洞実験ガイドブック (p. 94)	対象建築物の高さの 2～3 倍以内 ⇒通常、対象建築物の高さの 2 倍として設定する
	日照障害	敷地境界から 150m の範囲	仙台市の日影規制	日影時間図より 150m (日影図の作成により設定)
	電波障害	敷地境界から 270m の範囲	環境アセスメントの技術 (p. 928)	衛星放送の障害は東北地方では建築高さの 1.5 倍
交通計画	計画地周辺	グリーンビルディングの整備を促進するための方針	周辺の道路交通等へ影響を及ぼさないよう、適切な交通計画を検討する	

表 2-2 関係地域の範囲

区名	町丁目名
仙台市青葉区	一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、一番町 3 丁目、一番町 4 丁目、大町 1 丁目、国分町 1 丁目、国分町 2 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、本町 2 丁目



凡例

 : 計画地

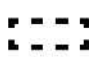
 : 関係地域の範囲 (計画地境界から360mの範囲)

図 2-1 関係地域の範囲

